

平成29年第2回守山市議会定例会提出予定議案（案）

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	3 件
認定案件	－ 件	諮問案件	1 件
予算案件	17 件	推薦案件	－ 件
条例案件	9 件	提出案件計	30 件
人事案件	－ 件	（報告案件）	－ 件

提出日 平成29年2月23日（予定）

2 議案概要

【議第4号】 平成29年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 24,250,000千円

【議第5号】 平成29年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 8,284,000千円

【議第6号】 平成29年度守山市水道事業会計予算

収益的収入および支出額 1,624,000千円

資本的収入額 310,720千円

資本的支出額 763,182千円

【議第7号】 平成29年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 165,800千円

【議第8号】 平成29年度守山市下水道事業会計予算

収益的収入額 2,237,436千円

収益的支出額 2,195,024千円

資本的収入額 763,179千円

資本的支出額 1,596,108千円

【議第9号】 平成29年度守山市病院事業会計予算

収益的収入および支出額 3,407,000千円

資本的収入額 247,521千円

資本的支出額 403,331千円

【議第10号】 平成29年度守山市育英奨学事業特別会計予算

歳入歳出予算額 10,000千円

【議第11号】 平成29年度守山市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算額

<保険事業勘定> 4,788,000千円

<サービス事業勘定> 28,700千円

【議第12号】 平成29年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算額 750,000千円

【議第13号】 平成29年度守山市農業集落排水事業特別会計予算

歳入歳出予算額 226,000千円

【議第14号】 平成28年度守山市一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出補正額 △49,752千円（補正後の額 29,439,501千円）

【議第15号】 平成28年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 増減なし（歳入の財源更正）

【議第16号】 平成28年度守山市水道事業会計補正予算（第2号）

資本的収入額 △1,784千円（補正後の額 243,526千円）

【議第17号】 平成28年度守山市下水道事業会計補正予算（第3号）

収益的収入額 50,000千円（補正後の額 2,255,709千円）

収益的支出額 50,000千円（補正後の額 2,191,441千円）

資本的収入額 △80,250千円（補正後の額 755,113千円）

資本的支出額 △86,000千円（補正後の額 1,565,536千円）

【議第18号】 平成28年度守山市介護保険特別会計補正予算（第4号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 △116,968千円（補正後の額 4,725,247千円）

【議第19号】 平成28年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 11,502千円（補正後の額 736,502千円）

【議第20号】 平成28年度守山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 △12,000千円（補正後の額 259,000千円）

【議第21号】 守山市個人情報保護条例および守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市個人情報保護条例の一部改正

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを利用し、特定個人情報の提供が可能となったことに伴い、情報提供等記録に当該情報を加える等の改正を行う。

イ 引用法律の条項の改正

(2) 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

引用法律の条項の改正

(施行期日) 平成29年5月30日

【議第22号】 守山市印鑑条例および守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号カードを活用することに伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市印鑑条例の一部改正

ア 自動交付機の廃止に伴い、自動交付機による印鑑登録証明書の発行に係る規定を削除する。

イ 個人番号カードを活用し、証明書等のコンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機においても印鑑登録証明書を発行できることとする。

(2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

ア 個人番号カードを活用し、証明書等のコンビニ交付サービスを開始するため、窓口で発行する証明書等の交付手数料に加え、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で発行する証明書等の交付手数料を次のとおりとする。

交付場所	手数料 (円)	
	窓 口 (市役所・速野支所・中洲支所・駅前総合案内所・市民サービスセンター)	多機能端末機 (コンビニエンスストア設置)
対象証明書		
所得証明書 (課税・非課税証明書)	300	200
印鑑登録証明書	300	200

戸籍謄（抄）本	450	350
住民票の写し	300	200
戸籍の附票	300	200

イ 自動交付機の廃止に伴い、市民カードの交付手数料の規定を削除する。

（施行期日） 平成30年1月1日（ただし、上記(1)イ、(2)アについては、規則で定める日）

【議第23号】 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および守山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 児童福祉法が改正され、養子縁組里親が法定化されたことに伴い、必要な改正を行おうとするもの

守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

引用条文の改正を行う。

（施行期日） 平成29年4月1日

【議第24号】 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

（改正概要） 人事院勧告を受け、本市職員の給与について必要な改正を行おうとするもの

守山市職員の給与に関する条例、守山市教育公務員の給与に関する条例、守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例および守山市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

(1) 配偶者の扶養手当の月額を13,000円から6,500円に引き下げる。

(2) 子の扶養手当の月額を6,500円から10,000円に引き上げる。

(3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人目に支給する手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止する。

（施行期日等）

(1) 施行日 平成29年4月1日

(2) 経過措置 扶養手当の改正に伴い、次の表による経過措置を設ける。

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
子	6,500円	8,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円
配偶者がいない扶養親族（1人目のみ）	子 11,000円 父母等 11,000円	子 10,000円 父母等 9,000円	子 10,000円 父母等 6,500円

【議第25号】 守山市税条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

消費税率10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、以下の改正を行う。

(1) 守山市税条例の一部改正

住宅ローン減税措置について適用期限を所得税と同様に平成33年12月31日までとする。

(2) 守山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

ア 法人市民税関係

法人市民税の法人税割の税率引下げ時期を平成31年10月1日に延期

(ア) 法人税割の税率の引下げ 100分の12.1→100分の8.4

(イ) 中小法人等に対する不均一課税の税率の引下げ 100分の11.1→100分の7.4

イ 軽自動車税関係

(ア) 現行の自動車取得税(県税)を廃止し、軽自動車税に環境性能割を導入する時期を平成31年10月1日に延期

(イ) 上記(ア)の改正に伴う関係条文の規定の整備

(施行期日) 公布の日

【議第26号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、特定行政庁が行う審査等の事務の増加に伴い、必要な改正を行おうとするもの

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)の施行に伴い、以下の手数料の規定を追加する。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

建築物省エネ法に基づく適合性判定が義務化されることにより、同法に規定する審査に係る手数料または軽微な変更に関する証明書の交付の審査の手数料を追加する。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律の改正により、軽微変更に関する規定が追加されたことに伴い、軽微変更証明書交付申請に対する審査部分の手数料を追加する。

(3) 完了検査申請手数料および特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料

建築物省エネ法に基づく適合性判定が義務化されることにより、完了検査申請時に行う適合性判定審査の手数料を追加する。

(施行期日) 平成29年4月1日

【議第27号】 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 野洲川歴史公園サッカー場人工芝Aコート¹の照明改修工事を実施することに伴い、照明施設使用料の改正を行おうとするもの

人工芝Aコート¹の照明照度を引き上げることに伴い、人工芝Bコート²の減点灯時の料金に準じ、人工芝Aコート¹の夜間照明施設使用料を次のとおり引き上げる。

	1面使用	3/4使用	2/4使用	1/4使用
現行	2,600円	1,950円	1,300円	650円
改正後	3,600円	2,700円	1,800円	900円

(施行期日) 平成29年7月1日

【議第28号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 守山市民運動公園内に人工芝コートを整備し、供用開始することに伴い、クレイコート¹を廃止しようとするもの

クレイコート¹廃止に伴い、クレイコート¹使用料の規定を削除するもの

(施行期日) 平成29年7月1日

【議第29号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため布施野地区地区計画および森川原町地区地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定める建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

布施野地区地区整備計画区域および森川原町地区地区整備計画区域の建築物に関する規定の追加

(1) 地区整備計画の名称

ア 布施野地区地区整備計画

イ 森川原町地区地区整備計画

(2) 用途の制限

建築できる建築物を規定

(3) 容積率の最高限度

10分の10

(4) 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

(5) 敷地面積の最低限度

240平方メートル

(6) 壁面の位置の制限

建築物の外壁から敷地境界線までの距離については、1メートル以上

(7) 高さの最高限度

ア 布施野地区地区整備計画 10メートル

イ 森川原町地区地区整備計画 10メートル。ただし、神社および寺院については13メートル

(8) 既存の建築物等に対する制限の緩和の規定に当該区域を加える。

(施行期日) 平成29年5月1日

【議第30号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山市立図書館改築（建築）工事

2 契約の金額 1,693,224,000円

3 契約の相手方

共同企業体名 前田建設工業・桑原組特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目5番30号
商号および代表者氏名

前田建設工業株式会社関西支店

常務執行役員支店長 小酒井 公 行

構成員 住 所 滋賀県高島市安曇川町西万木926番地
商号および代表者氏名

株式会社桑原組

代表取締役 桑 原 勝 良

【議第31号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山市立図書館改築（機械設備）工事

2 契約の金額 287,851,320円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県栗東市下鉤683番地1

商号および代表者氏名

ア・ア・ン コーポレーション株式会社 栗東営業所

所長 北 川 幸 男

【議第32号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山市立図書館改築（強電設備）工事

2 契約の金額 170,262,000円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市金森町917番地

商号および代表者氏名

アオキテクノ株式会社

代表取締役 青 木 高 雄

【諮問第1号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

^{いま}今 ^い井 ^こみつ子（今浜町在住）新任